

大阪市障害福祉計画の 進捗状況

(参考資料編)

健康福祉局障害者施策部

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

1-1 入所施設利用者の地域移行

第1期数値目標

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域移行	-	-	-	-	-	256人
施設入所者数	-	-	-	-	-	1,637人 △123人

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域移行	82人	206人 (単年度 124人)	301人 (単年度 95人)			
年度別達成率	-	-	-			
対23年度比	32.0%	80.5%	117.6%			
施設入所者数	1,824人	1,715人	1,606人			
H17.10比	64	△45人	△154人			
年度別達成率	-	-	-			
対23年度比	-52.0%	36.6%	125.2%			

第1期目標数値の考え方

国の基本指針に沿って、平成17年10月1日現在の入所施設の入所者1,760人の1割にあたる176人と、さらに大阪府と共同で実施している地域移行支援センターの取り組みで80人が地域へ移行するものと見込み、これらを合わせ、平成23年度末までの施設から地域生活への移行の目標数値を256人に設定します。

平成23年度末時点の入所者数についても、国の指針に沿って、平成17年10月1日現在の入所施設の入所者(18歳以上)1,760人を7%削減し、1,637人に設定します。

また、今後5年間で予定されている障害程度区分3以下の入所者の地域移行や、現在の「施設入所待機者」の解消状況を見極めながら、次期計画策定の際に目標数値の見直しについて検討します。(過齢児340人は含まないが、市としてはこの計画同様の取り組みを進める。)

第1期国の指針

平成23年度末までに現在の入所施設の入所者の1割以上が地域に移行することを目指す。これに合わせて平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の事情に応じて目標を設定する。

実現のための方策

施設から地域生活移行を円滑に進めるためには、次の3つの課題をふまえ、今後、地域での自立生活への移行を促進するために様々な施策に取り組みます。

[地域生活移行を進める3つの課題]

・ 障害者の地域での自立生活促進に向けての意識づくり ・ 地域生活移行を支援する仕組みづくり ・ 地域で暮らすための受け皿づくり

① 障害者の地域での自立生活促進に向けての意識づくり

障害のある人が地域で暮らすということに対しての、障害のある人自身や親・家族や地域の人々の理解不足や誤解による不安や危惧を解消するため、通常の啓発に加えて対象やポイントを絞った地域生活移行にかかる啓発や情報提供を行なうなど、とりわけ障害のある人に対しては「地域での自立生活促進に向けての意識づくり」の取り組みを推進します。

施設に長期間入所している人にとっては、地域での生活のイメージが描き難いことから、実際に地域移行をし、自立生活をしている当事者から、自身の生活の様子や地域での生活の情報・ノウハウを聴くことが有効です。また、実際に外出し、「街の生活感に触れる」ことが地域生活への移行の動機につながるようになることから、外出の機会を作る取り組みも進めます。

② 地域生活移行を支援する仕組みづくり

障害のある人が地域で自立生活を営むにあたっては、個々のニーズに応じて自立に必要な知識や経験を習得するための支援が必要です。

「自立生活体験の場の提供」や「地域生活を始めるためのサービス等のコーディネート」、特に、グループホーム・ケアホーム(以下「グループホーム等」という)における集団生活を体験する機会とグループホーム入居にかかる調整等を提供し、グループホーム等への入居促進を図るなど、「地域生活移行を支援する仕組みづくり」を進めます。また、親・家族の理解を求めることに対する援助や、地域生活に必要な制度の利用申請の援助、援護の実施主体である区役所や施設・地域間の調整、個々のニーズに応じた物件探しやバリアフリー化に対する援助など多岐に渡る支援を総合的に進めるための体制整備に努めます。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

③ 地域で暮らすための受け皿づくり

障害のある人が地域生活へ移行するためには、住まいの場や、地域生活にかかる種々のサービスを提供する支援体制などの、地域における受け皿づくりが必要です。とくに重度の障害のある人が地域で生活するにあたっては、グループホーム等が非常に有効な施策であるため、グループホーム等の設置を促進していくことが必要です。併せて、地域における相談支援体制やホームヘルプサービスなどの在宅支援サービスを充実するなど、地域での自立生活を推進します。

グループホーム等の整備促進を図るため、整備・設備整備にかかる補助や、安定した運営が維持できるよう支援を行ないます。

平成18年度より金剛コロニー等入所者のグループホーム等への移行にかかる諸支援を一体的に行なう「地域移行支援センター事業」を実施したところであり、引き続き金剛コロニー等入所者の地域生活への移行を図ります。また、「地域移行支援センター事業」についての検証を行なうとともに、3つの課題に複合的に取り組むことにより地域生活移行の促進に努めます。

進捗状況について

これまでの地域移行の実績としては、平成18年度82人、平成19年度124人、平成20年度95人が施設を退所して地域へ移行している。3ヵ年でのべ301人が地域へ移行しており、20年度末時点で、23年度目標比117.6%の達成率となり、第1期計画の目標としては達成された。平成20年度95人の入所していた施設を所在地別でみると、大阪市内71人、大阪府下23人、大阪府外1人となっている。

なお、第2期目標としての平成23年度目標値は480人であり、引き続き、推進を図っていく必要がある。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

1-2 入院中の精神障害者の地域移行

第1期数値目標

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域移行	-	-	-	-	-	822人

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域移行	169人	257人 (単年度88人)	279人 (単年度22人)			
年度別達成率	-	-	-			
対23年度比	20.6%	31.3%	33.9%			

基本的な考え方

入院中の精神障害者への人権侵害が問題となった大和川病院事件の反省を踏まえ、精神科救急体制の整備と症状が安定して入院治療継続の必要性がないにもかかわらず地域での受け皿がないために精神科病院への入院が長期化している、いわゆる社会的入院の解消、入院中の精神障害者の人権擁護の取り組みに努めてきたところです。「社会的入院は精神障害者に対する人権侵害」であるとの認識に立ち、社会的入院を解消し、地域移行の推進を図ります。また、そのための基盤整備に努めます。

第1期目標数値の考え方

社会的入院を解消するためには、地域での受け皿（生活の場や必要な福祉サービス）の確保が困難な方に支援をおこなう必要があります。

直近のデータである平成17年の精神科在院患者調査結果に基づき、入院前の居住地が大阪市内であった4,827人（資料5の図表1参照）のうち、病状的には退院可能と考えられるにもかかわらず1年以上入院を継続している「軽度」、「院内寛解」及び「寛解」（資料5の図表2、資料6参照）の960人を本市の退院可能な精神障害者とみなし、平成24年度までの7年間の社会的入院の解消を視野に、平成23年度までの6年間の地域移行の数値目標を822人（960人×6/7）として、退院・社会復帰を目指します。

なお、上記以外の病状の方であっても、地域における医療及び福祉の充実をはかりつつ、また、個々人の状況に応じて、社会的入院者とならないよう退院に向けた取り組みの対象とします。

第1期国の指針

精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（平成14年患者調査で約7万人）の解消を目指す。

実現のための方策

休日・夜間に救急診療の外来対応をおこなう精神科一次救急医療体制を平成17年9月に整備しましたが、さらに、地域で安心して受診・入院できる体制の整備が急務であります。そのため、精神科病院、診療所等の関係機関に理解と協力を得られるよう努め、救急医療体制の整備を推進します。

また、平成14年度に「精神障害者地域生活移行（退院促進）支援事業」を開始しましたが、当初は事業が円滑に推進できていない側面があったことから、今後は、大阪府や府下の市町村との連携の強化はもとより、事業運営について、さらなる強化を図る必要があります。

本事業は、障害者自立支援法に基づき、都道府県事業と位置づけられましたが、ピア・サポーターの雇用等、引き続き本市独自の事業展開を継続・発展させていきます。

病院訪問や患者面接の拡充、退院後の不安感軽減のための各種制度の周知等、事業推進を図ると共に、地域で精神障害者への理解を深めるため、継続的な啓発事業を地域の様々な機関と協力しながら推進します。

また、市営住宅の入居の推進と同時に、障害のある人で一般住宅への入居が困難な人を支援する「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を活用し、居住支援の充実に向けた取り組みを推進します。移動支援事業、グループホーム、ケアホーム、ホームヘルプなど、地域支援基盤の充実なくして退院促進事業の推進はありえないことから、各種地域支援基盤の充実を図ります。

進捗状況について

平成20年度実績については、平成18年度から平成20年度まで各年度実施した在院患者調査結果に基づき、在院期間が各年一定年数以上の退院者のうち、「自立」及び「グループホームへの入所」で地域移行を果たされた方の合計が279人となり、33.9%の達成率となっている。

本市精神障害者地域生活移行（退院促進）支援事業の実績について、退院促進により地域移行された方は平成18年度では13人、平成19年度では10人、平成20年度では13人となっている。

本市では、平成20年度より、さらなる退院促進を図るために、入院患者の複雑な退院阻害要因を加味した新たな強化策を講じ、継続した支援を実施しているところである。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

1-3 福祉施設からの一般就労

第1期数値目標

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉施設からの一般就労	-	-	-	-	-	340人

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉施設からの一般就労	72人	97人	84人			
年度別達成率	-	-	-			
対23年度比	21.2%	28.5%	24.7%			

第1期目標数値の考え方

平成16年度、平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した利用者数の聞き取り調査の結果、その平均値は85人でした。国の基本指針どおり、平成23年度には、その4倍の340人を目標値とします。

第1期国の指針

平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることを目指す。

実現のための方策

障害のある人の雇用については、障害者雇用促進法において法定雇用率が設定されているものの、大阪府下においても未達成企業が半数を超えている現状にあります。その主な要因としては、次のようなことがあげられます。

[一般就労が進まない主な要因]

- ・ 就業経験がないため、自身あるいは家族の就業に対する意識が根付きにくい。
- ・ 雇用する企業側においては、雇用実績が乏しく、雇用に結びつけるノウハウが不足している。
- ・ 障害のある人の状態や特性と就業形態がマッチングせず、雇用に結びつかない。
- ・ 通勤や職場定着支援などのサポート体制に不安がある。
- ・ 一般就労へ移行しても、離職後に戻れる施設も含めたフォロー体制に不安がある。

これらの課題の解決には、国の労働行政によるところが大きく、今後、福祉行政と労働行政との連携等を強化した取り組みが求められるところであり、障害のある人の一般就労促進に向け取り組みを強化します。

① 自立支援法における就労支援事業者の計画に基づく整備

障害のある人の一般就労の促進・支援を図る就労支援事業者について、大阪府との連携も図りながら、計画的に整備を進めます。なお、整備の状況を見ながら、その促進策についても今後検討します。

② 職業訓練の活用

労働部局と連携し、一般就労に対する意欲の向上や職業能力の開発に有効な支援策である職業訓練を活用できるシステムづくりを進めます。特に企業での職業訓練を拡充することにより障害のある人自身の職業に対する自信と意欲を、企業には障害のある人の職業能力に対する理解促進に努めます。

③ 多様な就業形態の推進

在宅就業支援団体との連携など、在宅就労やグループ就労など多様な就業形態の推進に努めます。

④ 就業支援者の育成

障害のある人が就業し、社会経済活動へ継続して参画するには、就業後の職場定着等が重要であることから、通勤サポートや職場定着の支援者育成を進めます。

⑤ 離職者に対する支援体制の充実

大阪市就業・生活支援センターとの連携を図り離職者へのフォロー体制の検討・充実に努めます。なお、国に対しては就業・生活支援センターの箇所数増などの充実について働きかけます。

⑥ その他

大阪労働局をはじめ関係行政機関と多くの企業を会員にもつ経済団体等で組織する大阪障害者雇用推進会議や、本市の障害者職業能力開発推進会議など、企業と連携した組織を積極的に活用し、企業に対する障害者理解を一層深め、障害のある人の一般就労の促進に努めます。

進捗状況について

平成19年度と比較して13人の減少、目標数値に対する進捗率24.7%と、景気減速の影響を大きく受けることとなった。また、就労移行支援事業所など法定サービスからの移行者が71人、小規模通所授産施設など法定外サービスからの移行者が13人となっている。

今後、旧法サービス事業者による新法サービスへの移行が進む中、移行者数及びその内訳がどのように変化するか、第2期計画における実現方策を実践する中で、あわせて検証を行う。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

2-1 訪問系サービス及び短期入所

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問系サービス (月平均)	235,488 時間	251,413 時間	256,667 時間	—	—	276,672 時間
短期入所 (月平均)	3,878 日	4,344 日	4,683 日	—	—	5,940 日

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問系サービス	221,983 時間	245,910 時間	289,824 時間			
年度別達成率	94.3%	97.8%	112.9%			
対23年度比	80.2%	88.9%	104.8%			
短期入所	3,146 日	3,297 日	3,230 日			
年度別達成率	81.1%	75.9%	69.0%			
対23年度比	53.0%	55.5%	54.4%			

第1期見込量の考え方(総論)

ここでは、訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の伸びや、施設・病院からの地域移行に伴うニーズ、新たに利用が見込まれる精神障害者や、デイサービスや小規模作業所・福祉作業センター利用者の移行などを見込み、必要な方に必要なサービスが提供できる基盤の整備を図ります。

しかしながら、日中活動系サービスにあつては、新たなサービス体系への移行について、5年間の経過措置が設けられていることもあり、事業者の意向調査結果を踏まえた計画数値としています。このことから、当然ながら、本計画数値が障害者自立支援法第36条第4項及び第38条第2項の適用を意図するものではありません。

サービス基盤の整備にあつては、市内の地域バランスについて考慮することとし、障害のある人のニーズ把握に努め、現行事業者の意向・意見を十分に聞きながら進めます。

第1期見込量の考え方(訪問系・短期入所)

居宅介護等の利用者は、支援費制度の導入以降、年々増加傾向にあり、直近の17年度の伸び率を基に、入所施設利用者及び入院中の精神障害者の地域移行を見込み、時間数を推計しています。居宅介護等の訪問系サービスの利用量は、総体としては今後も増加するものと考えています。

重度訪問介護や重度障害者等包括支援については新たなサービスであり、サービス内容や対象者などについて十分な情報提供に努めます。また、大阪府と連携し、訪問系サービス従事者確保のための養成に努めます。

短期入所(ショートステイ)についても、直近の平成16年度と平成17年度の伸び率を適用して平成23年度までの延べ利用日数を推計しています。

第1期国の指針

訪問系サービス
支援費制度等に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、支援費制度導入以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込みに、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。

短期入所

現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たなサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。

見込量確保のための方策

障害のある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス)及び短期入所については、障害の種別に関わりなく、サービスの充実に努めます。

「居宅介護」では、障害のある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行ないます。

「重度訪問介護」では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行ないます。

「行動援護」では、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行ないます。

「重度障害者等包括支援」では、障害程度区分6(児童については区分6相当)で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行ないます。

進捗状況について

訪問系サービスについては、平成18年度は221,983時間、平成19年度は245,910時間、平成20年度は289,824時間となっており、年度別達成率は平成18年度94.3%、平成19年度97.8%で、平成20年度は112.9%と見込量に到達している状況にある。訪問系サービスについては、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、利用者のニーズ把握を行いながら、取り組みを進めていきたい。

短期入所については、平成18年度の実績は3,146日、年度別達成率は81.1%、平成19年度の実績は3,297日、年度別達成率は75.9%、平成20年度は3,230日、年度別達成率は69.0%となっている。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

2-2 日中活動系サービス

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①生活介護	146 人	999 人	1,264 人	—	—	3,086 人
②自立訓練(機能訓練)	0 人	43 人	45 人	—	—	183 人
③自立訓練(生活訓練)	16 人	319 人	383 人	—	—	531 人
④就労移行支援	51 人	345 人	446 人	—	—	706 人
⑤就労継続支援A型	0 人	37 人	37 人	—	—	706 人
⑥就労継続支援B型	150 人	901 人	1,174 人	—	—	2,088 人
⑦旧法施設支援(日中活動系)	2,532 人	1,550 人	1,269 人	—	—	0 人
⑨療養介護	20 人	75 人	75 人	—	—	75 人
計	2,915 人	4,269 人	4,693 人	—	—	7,375 人
⑧児童デイサービス	1,810 日	2,552 日	3,224 日	—	—	5,240 日

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①生活介護	102 人	1,541 人	1,743 人			
年度別達成率	69.9%	154.3%	137.9%			
対23年度比	3.3%	49.9%	56.5%			
②自立訓練(機能訓練)	1 人	8 人	14 人			
年度別達成率	0.0%	18.6%	31.1%			
対23年度比	0.5%	4.4%	7.7%			
③自立訓練(生活訓練)	1 人	67 人	79 人			
年度別達成率	6.3%	21.0%	20.6%			
対23年度比	0.2%	12.6%	14.9%			
④就労移行支援	10 人	195 人	201 人			
年度別達成率	19.6%	56.5%	45.1%			
対23年度比	1.4%	27.6%	28.5%			
⑤就労継続支援A型	0 人	2 人	2 人			
年度別達成率	0.0%	5.4%	5.4%			
対23年度比	0.0%	0.3%	0.3%			
⑥就労継続支援B型	76 人	686 人	764 人			
年度別達成率	50.7%	76.1%	65.1%			
対23年度比	3.6%	32.9%	36.6%			
⑦旧法施設支援(日中系)	2,764 人	1,974 人	1,638 人			
年度別達成率	91.6%	78.5%	77.5%			
対23年度比	-9.2%	22.0%	35.3%			
⑨療養介護	20 人	19 人	19 人			
年度別達成率	100.0%	25.3%	25.3%			
対23年度比	26.7%	25.3%	25.3%			
計	2,974 人	4,492 人	4,460 人			
年度別達成率	102.0%	105.2%	95.0%			
対23年度比	40.3%	60.9%	60.5%			
⑧児童デイサービス	1,768 日	2,850 日	3,540 日			
年度別達成率	97.7%	111.7%	109.8%			
対23年度比	33.7%	54.4%	67.6%			

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

第1期見込量の考え方(総論)

ここでは、訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の伸びや、施設・病院からの地域移行に伴うニーズ、新たに利用が見込まれる精神障害者や、デイサービスや小規模作業所・福祉作業センター利用者の移行などを見込み、必要な方に必要なサービスが提供できる基盤の整備を図ります。

しかしながら、日中活動系サービスにあつては、新たなサービス体系への移行について、5年間の経過措置が設けられていることもあり、事業者の意向調査結果を踏まえた計画数値としています。

このことから、当然ながら、本計画数値が障害者自立支援法第36条第4項及び第38条第2項の適用を意図するものではありません。

サービス基盤の整備にあつては、市内の地域バランスについて考慮することとし、障害のある人のニーズ把握に努め、現行事業者の意向・意見を十分に聞きながら進めます。

制度変更の過渡期にあり今後の推移の見通しは立ちにくいですが、障害福祉計画の目標数値の設定にあつては、まず国の平成23年度までの総量見込みの考え方に基づき、現在の法定施設利用者数(約5,200人)の1.6倍の8,300人を平成23年度の目標数値とします。(第3部 資料7参照)

その上で、各事業の内訳については、平成18年8月から9月にかけて市外を含む法定施設に対して行ったアンケート調査(「障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行時期」)や施設等からの聴き取り調査の結果を基本としましたが、この希望調査のみでは、利用者のニーズや必要量が必ずしも反映されないことから、「就労継続支援利用者のうち、三割は就労継続支援A型を目指す」という就労支援に重点を置いた国の考え方を踏まえて、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等、各事業の内訳の目標数の設定をします。

第1期国の指針(総論) *事業別の国指針は記載省略

日中活動系サービスについては、旧体系サービスから新体系サービスへの段階的移行を見込むとともに、小規模作業所利用者の法定サービスへの移行や精神入院患者の退院促進により、平成23年度には利用者が現在の1.6倍に増加(することを見込む)

第1期見込量の考え方(事業別)

①生活介護

日中活動サービスの総量の目標数値8,300人のうち、自立訓練、就労移行支援等、他の事業の見込量を勘案して設定を行いません。アンケート調査結果等の移行希望調査の2,749人に対し、目標値が3,086人と、必要なサービスの確保が図れるような目標値とします。

②自立訓練(機能訓練)

アンケート調査の結果では移行希望が少ないため、国の考え方に基づく183人を目標値とし、必要なサービスの確保に配慮して設定します。

③自立訓練(生活訓練)

アンケート調査の結果では移行希望が少ないため、国の考え方に基づく531人を目標値とし、必要なサービスの確保に配慮して設定を行いません。

④就労移行支援

移行希望が相当数あったものの、国の基準に基づく数値を下回りました。このため、今後の伸び等も勘案し、国基準の数値の706人を目標数値とします。

⑤就労継続支援A型

事業者の移行希望が少なく、国基準を大きく下回ったが、「就労継続支援利用者のうち、3割はA型を利用することを目指す」という国の考え方を踏まえ、国基準の706人を目標数値とします。

⑥就労継続支援B型

事業者の移行希望が最も多く、国基準値を大きく上回った。他の事業とのバランスはあるものの、必要なサービス提供体制の確保のため、移行希望調査による2,088人を目標数値とします。

⑦施設入所支援(日中活動系サービス)

アンケート調査結果等に基づき、現行の法定施設が新体系サービスへ移行するまでの間、特定旧法受給者と見込まれる者の数を勘案して事業量を見込みます。

⑧児童デイサービス

児童デイサービスについては、平成15年度から事業を開始しており、現在4年目を迎えています。また、18年度からは、対象者についてこれまでの幼児及び小学生から18歳未満の療育が必要な児童も含まれるなど対象範囲が拡大されています。

本市では、療育が必要とされる児童については、障害児通園施設が整備されており、かつ就学児童である小・中・高校生については、学校サイドでも様々な取り組みがされています。

今後の児童デイサービス事業の見込量については、対象範囲の拡大により若干の増加はあるとは考えますが、将来の見込量を推計するデータについては、17年度、18年度の実績の伸び率を基本に18年度から23年度までの事業量を見込みます。

⑨療養介護

国立療養所に措置されている本市の重症心身障害児のうち過齢児については、平成19年度から事業量を見込むこととなっており、市外施設に入所している大阪市民55名及び進行性筋萎縮症者療養等給付事業対象者20名で当分推移するものとして見込みます。

府内の重症心身障害児施設は当分の間「療養介護」に移行する予定がないので、これら施設の措置者については、現時点では、療養介護の見込量には含まれません。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

進捗状況について

①生活介護

「生活介護」については、第1期計画を策定した段階から、移行希望が多かったサービス種別の一つであった。そのため、旧体系から新体系への移行が進む中で、平成19年度の見込量999人に対して、平成19年度実績では利用者数が1,541人、年度別達成率154.3%、平成20年度実績では利用者数が1,743人、年度別達成率では137.9%となっており、大きく増加している。

②自立訓練（機能訓練）

③自立訓練（生活訓練）

「自立訓練」については、「機能訓練」及び「生活訓練」ともに第1期計画を策定した段階では施設の移行希望は少なかったため、国の考え方に基づいて見込量を設定しているが、年度別達成率では「機能訓練」31.1%、「生活訓練」20.6%であり、対23年度比では「機能訓練」7.7%、「生活訓練」14.9%となり見込量との隔たりは大きい。

④就労移行支援

実績では、平成18年度10人、平成19年度195人、平成20年度201人であり、利用人数としては伸びているが、年度別達成率では45.1%、対23年度比で28.5%となっており見込量には遠い。

⑤就労継続支援A型

平成20年度において、「就労継続支援A型」に移行している施設で大阪市の利用実績のある施設は1箇所2名のみだが、平成21年度になり大阪市内にも2箇所の事業所が指定され、利用者数も平成21年11月時点で6名になり、徐々にではあるが、増えてきている。
年度別達成率では5.4%であり、対23年度比では0.3%となっている。

⑥就労継続支援B型

平成20年度実績では764人となっており、平成20年度の計画における利用者数1,174人には到達していないものの、年度別達成率は65.1%であり、対23年度比では36.6%となっている。

⑦施設入所支援（日中活動系サービス）

平成19年度の見込量1,550人に対し、実績は1,974人、平成20年度の見込量1,269人に対し、実績は1,638となっており、旧体系から新体系への移行は、年度別で達成はできていないが、進んでいることがわかる。

⑧児童デイサービス

平成18年度は、計画の1,810日に対し1,768日の実績があり、平成19年度は、計画の2,552日に対し2,850日の実績があり、平成20年度は計画の3,224日に対し、3,540日の実績があった。
児童デイサービスは、利用者のニーズが高く、平成19年度においては既に目標の数値を上回る実績となっているところであるが、今後とも国の動向を注視していきたいと考えている。

⑨療養介護

進行性筋萎縮症者療養等給付事業対象者19名については、すでに療養介護利用者となっており、平成20年度実績の19名がそれにあたる。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

2-3 居住系サービス

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①グループホーム・ケアホーム	951 人	1,123 人	1,305 人	—	—	1,849 人
②施設入所支援	5 人	192 人	337 人	—	—	1,637 人
③旧法施設支援	1,776 人	1,599 人	1,359 人	—	—	0 人

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①グループホーム・ケアホーム	938 人	1,055 人	1,104 人			
年度別達成率	98.6%	93.9%	84.6%			
対23年度比	50.7%	57.1%	59.7%			
②施設入所支援	10 人	255 人	283 人			
年度別達成率	200.0%	132.8%	84.0%			
対23年度比	0.6%	15.6%	17.3%			
③旧法施設支援	1,814 人	1,460 人	1,323 人			
年度別達成率	97.9%	109.5%	102.7%			
対23年度比	-2.1%	17.8%	25.5%			

第1期見込量の考え方(総論)

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)の整備については、今後も地域移行を進めるための重要課題と位置づけ、地域の理解を深められるよう努めるとともに、市営住宅や空き家などの活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。

第1期見込量の考え方(事業別)

- ①グループホーム・ケアホーム
グループホームやケアホーム事業の見込量については、16年度、17年度の実績による伸びの増加数を基本とし、今後ますます障害者の地域移行の促進が重要となることから、施設入所者や入院中の障害者の地域移行分も事業量として見込んでいます。
- ②施設入所支援
現在の入所施設入所者数を基礎として、平成23年度末に、現在の入所施設入所者数の7%減とするとの考えに基づき、1,637人を事業量として見込みます。
- ③旧法施設支援(居住系サービス)
旧法施設支援については、現行の法定施設が新体系サービスへ移行するまでの間、特定旧法受給者と見込まれる者の数を勘案して事業量を見込みます。

第1期国の指針

- ①グループホーム・ケアホーム
福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定める。
- ②施設入所支援
現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。
なお、当該見込数は、平成23年度末において、現時点の施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

見込量確保のための方策

- ①グループホーム・ケアホーム
障害者グループホーム、ケアホームについては、障害のある方が地域で自立生活を進めていくうえで重要な役割を担うため、障害者グループホームの整備促進を図るため、市内に新規で開設するグループホームに対し引き続き整備・設備整備にかかる補助を行なうとともに、既存のグループホーム、ケアホームに対しても、引き続き安定した運営が維持できるよう支援を行ないます。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

進捗状況について

①グループホーム・ケアホーム

グループホーム・ケアホームの利用者数は、見込量には達していないものの、18年度938人、19年度1,055人、20年度1,104人と増加しており、年度別達成率は18年度は98.6%、19年度は93.9%、20年度は84.6%となっている。

②施設入所支援

③旧法施設支援

施設入所支援の実績は、平成18年度10人、平成19年度255人、平成20年度283人と増加しています。しかしながら、年度別の達成率で見ると、平成20年度は84.0%となっており、施設入所支援にかかる新体系移行はやや遅れている。

また、旧法施設支援の実績は、平成18年度1,814人、平成19年度1,460人、平成20年度1,323人となっており、進捗が見られる。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

2-4 サービス利用計画作成費

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
サービス利用計 画作成費	694 人	756 人	854 人	-	-	1,231 人

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
サービス利用計 画作成費	273 人	295 人	357 人			
年度別達成率	39.3%	39.0%	41.8%			
対23年度比	22.2%	24.0%	29.0%			

第1期見込量の考え方

平成18年10月1日現在におけるサービス支給決定状況から、国の指針どおり在宅支援受給者数の12%の利用を見込みます。平成19年度以降については、居宅介護サービスの支給決定伸び率から見込んでいます。

第1期国の指針

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援を除く。）の利用が見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定める。

見込量確保のための方策

サービス利用計画作成費の対象でありながら本制度を利用していない障害者に対して、障害程度区分認定の更新時など機会あるごとに制度周知を図る。また、セルフマネジメントが困難な単身の身体障害者等に対しては、個別事情を検討し利用決定の判断を行う方策について検討する。

進捗状況について

平成18年度が273人、平成19年度が295人、平成20年度が357人となっている。平成20年度の見込量854人に対する達成率は41.8%であり、23年度見込量に対する達成率は29.0%となっており、計画からは大きく乖離している状況にある。しかし、全国のサービス利用計画作成費の支給決定者数は、21年4月現在で2,731人であり、大阪市はその約13%を占めている状況にある。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-1 相談支援事業(地活C生活支援型での実施分を含む)

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①相談支援事業	36 箇所	37 箇所	37 箇所	—	—	37 箇所
②住宅入居等支援事業	22 箇所	23 箇所	23 箇所	—	—	23 箇所
上記のうち地活C実施分	8 箇所	9 箇所	9 箇所	—	—	9 箇所

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①相談支援事業	36 箇所	37 箇所	37 箇所			
年度別達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
対23年度比	97.3%	100.0%	100.0%			
②住宅入居等支援事業	22 箇所	23 箇所	37 箇所			
年度別達成率	100.0%	100.0%	160.9%			
対23年度比	95.7%	100.0%	160.9%			
上記のうち地活C実施分	8 箇所	9 箇所	9 箇所			
年度別達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
対23年度比	88.9%	100.0%	100.0%			

事業の概要

地域で生活する障害のある人の在宅生活を支援するため、福祉サービスの利用の援助をはじめとする相談に応じ、情報の提供等を行ないます。また、住宅入居等支援事業として、賃貸契約による一般住宅への入居を希望する知的障害者または精神障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行ないます。

従来の障害者生活支援事業者・地域療育支援事業者・精神障害者地域生活支援センターについて、相談支援事業者として障害者の支援にあたります。

なお、現在は圏域での実施を基本としていますが、今後、三障害への対応や指定相談支援事業者の増加なども見込みつつ、各区での障害者相談支援の効果的・効率的な体制づくりに努めます。

進捗状況について

①の「相談支援事業」については、従来の障害者生活支援事業者、地域療育支援事業者、精神障害者地域生活支援センターを委託先として障害者の支援にあたることとしており、平成20年度で37箇所となっている。

また、②の「住宅入居等支援事業」については、知的障害者又は精神障害者に対し入居に必要な支援を行うため、これら相談支援事業の委託先のうち、従来の地域療育支援事業者、精神障害者地域生活支援センターが支援にあたることとしていたが、平成20年度から身体障害者への支援も加え、現在は相談支援事業の委託先すべてで事業を実施している。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-2 成年後見制度利用支援事業

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
成年後見制度利用支援事業	24 箇所	24 箇所	24 箇所	—	—	24 箇所

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
成年後見制度利用支援事業	24 箇所	24 箇所	24 箇所			
年度別達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
対23年度比	100.0%	100.0%	100.0%			

事業の概要

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方等を保護・支援する成年後見制度において、身寄りがない場合など親族等による申立てが出来ない方のために、市長が家庭裁判所に後見人等選任のための審判請求を行うとともに、審判請求の経費や後見人等報酬の負担が困難な方への助成を実施しています。

今後もより一層円滑な事業実施に努め、制度の普及や利用促進を図るとともに、「あんしんさぽーと事業」(地域福祉権利擁護事業)により、障害のある人の権利擁護の促進を図ります。

なお、地域で暮らす障害のある人の増大などから、制度利用の需要の増加が予測されるなか、今後の第三者後見人受任者の不足に対応するため、市民後見人を養成する事業を実施するなど、より一層成年後見制度の利用促進を図ります。

相談支援事業者が、区保健福祉センター、区地域包括支援センター(区社協)並びにサービス提供事業者などの関係機関とさらに連携を図り、サービスの利用調整や権利擁護に関する相談等を担うことで、より効果的な実施を図ります。

進捗状況について

大阪市における市長申立て件数は、18年度は10件(知的障害者8件、精神障害者2件)、19年度は10件(知的障害者3件、精神障害者7件)、20年度は11件(知的障害者2件、精神障害者9件)となっている。地域で暮らす障害のある方の増加などにより、成年後見制度利用の需要の増加が予測される中、より一層の制度の利用促進を図ってまいりたい。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-3 地域自立支援協議会

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域自立支援協議会	25 箇所	25 箇所	25 箇所	—	—	25 箇所

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域自立支援協議会	0 箇所	13 箇所	25 箇所			
年度別達成率	0.0%	52.0%	100.0%			
対23年度比	0.0%	52.0%	100.0%			

事業の概要

障害のある人が日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、こうしたサービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の構築が不可欠となります。

そのため、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、区保健福祉センターと相談支援事業者を核として、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者等を含めたネットワークの構築を図ります。

進捗状況について

第1期計画では、平成18年度中にすべての区で協議会を設置する予定としていたが、協議会の位置づけや市協議会と区協議会の役割などの整理が遅れ、19年度末の段階で設置済みの協議会が13箇所にとどまったが、20年度は計画どおり25箇所設置した。

今後、各区の協議会において、様々な取組みを通じて参画機関の連携・協働が進み、地域の実情に沿った支援力を高める取組みを進めていく必要があると考えている。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-4 発達障害者支援センター運営事業

第1期見込量

	18年度 (10~3月)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発達障害者支援センター	1箇所 (1,980人)	1箇所 (3,960人)	1箇所 (3,960人)	-	-	1箇所 (3,960人)

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発達障害者支援センター	1箇所 (1,645人)	1箇所 (2,875人)	1箇所 (4,385人)			
年度別達成率	83.1%	72.6%	110.7%			
対23年度比	41.5%	72.6%	110.7%			

事業の概要

発達障害のある人及びその家族に対し、相談支援・発達支援・就労支援及び各種研修や発達障害に関する啓発事業等を行ないます。

発達障害に関する各般の問題について、発達障害者支援センターを拠点として、連絡協議会を活用しながら、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と緊密な連携を図ることにより、発達障害のある人に対する支援ネットワークを構築します。

進捗状況について

18年度の利用人数は半年間の実績で1,645人となっており、年度別達成率で見ると83.1%となっている。19年度の利用人数は年間で2,875人であり、年度別達成率で見ると72.6%となっている。20年度の利用人数は4,385人となり、年度別目標を達成した。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-5 日常生活用具給付等事業

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日常生活用具給付等事業	53,116 件	52,984 件	57,569 件	—	—	73,596 件

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日常生活用具給付等事業	49,209 件	49,214 件	50,526 件			
年度別達成率	92.6%	92.9%	87.8%			
対23年度比	66.9%	66.9%	68.7%			

事業の概要

重度障害者等に対し、日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。今後の事業見込みについては、これまでの実績をふまえるとともに、新たに情報バリアフリー化支援事業及び点字 図書事業についてその必要量も見込んでいます。障害のある人のニーズ等をふまえ、品目の追加・見直しや基準の改定等、より効果的な給付に努めます。

進捗状況について

平成18年度の実績は49,209件、平成19年度実績は49,214件と、年度別達成率はいずれも92%を超える数値となっている。平成20年度実績は50,526件と前年度より増加しているものの、年度別達成率では87.8%と若干の低下となった。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-6 移動支援事業

第1期見込量

	18年度 (10~3月)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
移動支援事業	93,669 時間	99,688 時間	109,881 時間	—	—	141,260 時間

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
移動支援事業	88,741 時間	98,049 時間	105,651 時間			
年度別達成率	94.7%	98.4%	96.2%			
対23年度比	62.8%	69.4%	74.8%			

事業の概要

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出介助を目的とし、サービスの提供により障害のある人の自立の促進及び生活の質の向上を図ります。

平成18年10月より外出介護事業（介護給付）から移動支援事業（地域生活支援事業）へと制度が移行されたことに伴い、これまで外出にかかる支援を目的として実施していた盲ろう者向け通訳介助者派遣事業、施設入所者（全身性障害者）ガイドヘルパー派遣事業の対象者についても、移動支援事業の対象としています。

今後のサービス量の見込については、個々の事業の17年度実績を基に推計するとともに入所施設利用者の地域移行分も見込んでいます。

また、精神障害者の外出介護事業は未実施であったことから、精神障害者ホームヘルプサービスの利用者に入院中の精神障害者の地域移行分も含んだ見込み者数を基にして、知的障害者の平均利用時間で推計しています。

移動支援を必要とする障害のある人に対し、引き続き必要なサービスが円滑に提供できるよう、事業の普及啓発を行いながら効果的なサービスの確保に努めます。

進捗状況について

平成18年度は88,741時間、平成19年度は98,049時間、平成20年度は105,651時間であり、年度別達成率で見ると、平成18年度94.7%、平成19年度98.4%、平成20年度は96.2%となっており、ほぼ見込量に到達している状況にある。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-7 地域活動支援センター(生活支援型)

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地活C(生活支援型)	8箇所	9箇所	9箇所	—	—	9箇所

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地活C(生活支援型)	8箇所	9箇所	9箇所			
年度別達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
対23年度比	88.9%	100.0%	100.0%			

事業の概要

精神保健福祉法の指定を受けた「精神障害者地域生活支援センター」を「地域活動支援センター」に移行させ、新たなサービス体系により事業を実施します。

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、必須である相談支援事業の実施をはじめ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行なうとともに、地域における社会資源との連絡調整、地域住民ボランティアの育成、普及啓発等を行なうことにより、障害のある人の社会復帰、社会参加、自立の促進を図ります。

進捗状況について

生活支援型の地域活動支援センターは、精神保健福祉法に規定されていた「精神障害者地域生活支援センター」を「地域活動支援センター」に移行させ、新たなサービス体系により事業を実施しているものである。

既存の精神障害者地域生活支援センターから移行した8ヶ所に加え、平成19年度中に1ヶ所を新たに追加現在9ヶ所で事業を実施している。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-8 地域活動支援センター (活動支援型)

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地活C(活動支援型)	3箇所	37箇所	54箇所	—	—	63箇所

実績

	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
地活C(活動支援型)	0箇所		43箇所		58箇所							
	内II	0	内II	12	内II	18	内II	0	内II	0	内II	0
	内III	0	内III	15	内III	28	内III	0	内III	0	内III	0
年度別達成率	0.0%		116.2%		107.4%							
対23年度比	0.0%		68.3%		92.1%							

事業の概要

障害のある人が通い、地域の実情に応じた創作的活動または生産活動を行なうことなどにより、障害のある人の社会交流や地域生活を支援します。

活動支援型については、実利用者が概ね10人～19人とし、これまでのデイサービス事業所、小規模作業所(旧福祉作業センター)の移行が見込まれます。

地域活動支援センター(活動支援型)の今後の展開にあたっては、その円滑な移行に向けた支援策を検討するとともに、障害のある人のニーズや地域間のバランスにも考慮しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

進捗状況について

これまでの実績については、小規模作業所(旧福祉作業センター)およびデイサービス事業所からの移行分を合わせて活動支援型として19年度末時点で43か所、20年度末時点で58か所に達している。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-9 地域活動支援センター (基礎的事業)

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地活C(基礎的事業)	159 箇所	156 箇所	146 箇所	—	—	126 箇所

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地活C(基礎的事業)	157 箇所	148 箇所	152 箇所			
年度別達成率	101.3%	105.4%	96.1%			
対23年度比	80.3%	85.1%	82.9%			

事業の概要

障害のある人が通い、地域の実情に応じた創作的活動または生産活動を行なうことなどにより、障害のある人の社会交流や地域生活を支援します。

進捗状況について

基礎的事業実施分(地域活動支援センター[活動支援型]のうちⅡ、Ⅲ型分及び小規模作業所の計)としては、平成18年度末で157箇所、平成19年度末で148箇所、平成20年度末で152か所となっている。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-10 訪問入浴サービス事業

第1期見込量

	18年度 (10~3月)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス事業	4,593 件	8,569 件	8,723 件			9,201 件

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス事業	4,526 件	10,061 件	11,090 件			
年度別達成率	98.5%	117.4%	127.1%			
対23年度比	49.2%	109.3%	120.5%			

事業の概要

家庭などの介助だけでは入浴が困難な重度の身体障害者に対して、移動入浴車による入浴サービスを実施します。
今後、事業者委託の拡大を図ることで、より利用者のニーズに即したサービスの提供に努めます。

進捗状況について

第1期計画では、過去3年間の伸び率をもとに見込量を設定していたが、平成19年度の実績が10,061件となり、この段階で、すでに23年度の見込量9,201件を上回っている状況となっている。平成20年度実績ではさらに伸びて11,090件に達している。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-11 日中一時支援事業

第1期見込量

	18年度 (10~3月)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	1,584 日	1,787 日	1,995 日			2,650 日

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	1,211 日	1,541 日	1,819 日			
年度別達成率	76.5%	86.2%	91.2%			
対23年度比	45.7%	58.2%	68.6%			

事業の概要

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族に就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。
 障害児タイムケア事業、知的障害者ショートステイ事業（日中受入）事業者で事業を実施する事業者を登録事業所として確保して実施します。
 今後は、事業の普及啓発に努めるとともに、ニーズ把握に努め、より効果的・効率的な事業実施に努めます。

進捗状況について

平成18年度は1,211日、平成19年度は1,541日、平成20年度は1,819日となっている。年度別達成率で見ても、上昇傾向となっている。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-12 福祉ホーム事業

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉ホーム事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所	—	—	3 箇所

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉ホーム事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所			
年度別達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
対23年度比	100.0%	100.0%	100.0%			

事業の概要

重度障害者の地域移行の推進を図るため、住居を求める障害者等に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ日常生活に必要な便宜を供与します。

これまで補助方式も含まれていた福祉ホーム事業（身体障害者1ヶ所、知的障害者1ヶ所、精神障害者1ヶ所）を委託方式に統一するとともに、自活支援事業を併せて実施することで、障害のある人の地域社会での自立に向け、より効果的・効率的な支援に努めます。

進捗状況について

福祉ホームについては、身体障害者1か所・知的障害者1か所・精神障害者1か所の計3箇所となっている。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-13 知的障害者自活支援事業

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
知的障害者自活支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	—	—	2箇所

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
知的障害者自活支援事業	2箇所	2箇所	2箇所			
年度別達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
対23年度比	100.0%	100.0%	100.0%			

事業の概要

知的障害者の地域移行の推進を図るため、地域での自立生活に向けて、宿泊を伴う生活体験の機会を提供します。
障害のある人の地域社会での自立に向け、より効果的・効率的な支援に努めます。

進捗状況について

自活支援事業については、知的障害者通勤寮を活用して2箇所となっている。

障害福祉計画進捗状況(事業別個表)

3-14 知的障害者生活支援事業

第1期見込量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
知的障害者生活支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所	—	—	3 箇所

実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
知的障害者生活支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所			
年度別達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
対23年度比	100.0%	100.0%	100.0%			

事業の概要

地域で単身生活等を営む知的障害者を対象として、家庭訪問等による地域生活に関する相談支援を行います。
障害のある人の地域社会での自立に向け、より効果的・効率的な支援に努めます。

進捗状況について

生活支援事業については知的障害者通称寮 2 箇所と福祉ホーム 1 箇所で実施しており、障害者の地域での自立生活の実現に向けた支援を実施している。